



令和 4 年 12 月 9 日

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
代 表 理 事 仲 谷 善 弘

高齢者施設の実情に応じて換気などの感染対策を 厚労省が事務連絡

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は 6 日、高齢者施設の感染対策に関する事務連絡を都道府県、指定都市、中核市の介護保険担当主管部(局)に出し、施設の実情に応じて換気などの感染対策を実施することを管内の高齢者施設に周知するよう求めました。

事務連絡では、新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した高齢者施設内での感染対策の例を参考にすることや、感染対策に活用可能な手引きなどを用いた研修の実施について検討するよう促しています。

新型コロナウイルス感染症対策分科会は、感染対策の視点として効果的な換気の徹底を挙げています。具体的には、高齢者施設では高い換気機能を持つ空調設備や熱交換機能を持つ換気設備などを導入する必要性を挙げています。

※詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

(2. 感染拡大防止に関する事項に、「○高齢者施設等における感染対策の徹底について(その2)」が掲載されています。